

○建設業における計画の届出等

事例

当社は建設業を営んでいますが、建設工の種類や工事規模によって、着手前に労働基準監督署に工事計画を届け出る必要があると聞いています。どのような工事の場合に届出が必要なのでしょうか。

実務のチェックポイント

- | |
|--|
| 1 計画を届け出る必要がある工事にはどのようなものがあるのか |
| 2 仮設機械・設備に関しても届出の必要なものがあるのか |
| 3 石綿が使用されている建築物等の解体などの作業計画は届出が必要か |

事例
安衛一五

説明

1 計画を届け出る必要がある工事にはどのようなものがあるのか

労働安全衛生法に定められる計画の作成届出制度は、労働災害の発生や健康を害するおそれのある工法が採用されたり、建設物や機械等が設置されることを、厚生労働省が事前に把握し、安全衛生面の審査によって改善指導することを目的としています。

その内、工事全般に関わる計画の届出が必要な建設工事については、労働安全衛生法88条に規定され、厚生労働大臣の審査を受ける必要がある特大規模の工事

(安衛法89③)と所轄労働基準監督署長(内、労働安全衛生法89条の2に定める工事については都道府県労働局長)の審査を受ける一定規模以上の工事とに分けられます。

特大規模の工事には、高さが300m以上の塔の建設の仕事など6種類の仕事が規定され(安衛則89・91)、当該仕事を開始する30日前までに所定の様式で提出するよう定められています。

所轄労働基準監督署長へ計画を届け出る必要のある工事は、高さが31mを超える建築物、または工作物(橋梁を除きます。)の建設、改造、解体、破壊の仕事等7種類が規定され(安衛則90・91)、これらについては当該仕事の開始14日前までに所定の様式で提出するよう定められています。

所轄労働基準監督署長へ届け出る必要のある工事のうち、高さが100m以上の建築物の建設の仕事等6種類の仕事は都道府県労働局長の審査を受けることになります(安衛則94の2)。

なお、これらの建設工事計画の作成には労働安全衛生規則別表第9に定める区分ごとにそれぞれ定められた有資格者を必ず参画させなければなりません(安衛法88④、安衛則92の3)。

2 仮設機械・設備に関しても届出の必要なものがあるのか

建設工事では、仮設の機械や設備が、墜落・転落、飛来・崩壊、はさまれ・巻き込まれ等の労働災害の起因物になることが多いので、次に定める機械等に関して(組立てから解体までの期間が60日未満のものは必要ありません。)、設置工事着手60日前までに組立図や配置図等を添えた計画の届出を所轄労働基準監督署長あてに行うことが必要です(安衛法88①、安衛則85・別表7⑨~⑫)。

- ① 軌道装置
- ② 型わく支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限ります。)
- ③ 架設通路(高さおよび長さがそれぞれ10m以上のものに限ります。)
- ④ 足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては高さが10m以上の構造のものに限ります。)

これらの計画届出は機械等を設置する場合のみならず、移転やこれらの主要構造部分を変更する場合にも必要です。

また、②・④の計画の作成に当たっては、労働安全衛生規則別表9の区分ごとに有資格者を必ず参画させなければなりません(安衛則92の3)。

なお、事業場における危険性または有害性等の調査ならびに安全衛生計画の作成、実施、評価および改善など労働安全衛生マネジメントシステムに定める措置を適切に行っており、安全衛生水準が高いと所轄労働基準監督署長が認めた事業者に対しては、平成18年4月からこれらの設置、移転等に関する計画の届出が免除されることになりました。

この認定申請をする場合には、計画届免除認定申請書を所轄労働基準監督署に提出する必要がある、認定要件もいろいろと定められていますので、詳しくは、所轄労働基準監督署にご相談ください（安衛法88①ただし書）。

3 石綿が使用されている建築物等の解体などの作業計画は届出が必要か

石綿は1970年から90年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されたものですが、これらの老朽化による解体工事の増加に伴い、工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されています。

これにより、石綿障害予防規則（石綿則）が改正され平成18年9月1日から施行されています。

石綿則では、石綿が使用されている建築物等の解体等、封じ込めまたは囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ当該作業の方法や順序等について作業計画を定めることや、当該除去作業の計画について、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長へ届出するよう定めていますので留意する必要があります（安衛則90、石綿則4・5）。

主な参考法令など

安衛法88～89の2

安衛則85～87・88～91・92の3・94の2・別表7・別表9

石綿則4・5

○計画届の免除

事例

一定の建設物または機械等を設置するには労働基準監督署に計画届を提出しなければなりません。この届けが免除される場合があると聞きました。これはどのような場合でしょうか。

実務のチェックポイント

- | | |
|----------|------------------|
| 1 | 計画の届出とは |
| 2 | 計画の届出が免除される事業者とは |
| 3 | 計画の届出の免除の認定基準は |

説明

1 計画の届出とは

労働安全衛生法88条では、計画の届出等について規定しており、その1項では機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するものまたは危険もしくは健康障害を防止するため使用するもののうち、労働安全衛生規則85条で定めるものを設置、移転、これらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、労働安全衛生規則86条で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならないとされています。

2 計画の届出が免除される事業者とは

労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施しており、一定の安全衛生水準を上回る事業者（安衛則87）は、労働基準監督署長の認定を受けることにより、計画の届出義務が免除されます。

次の事項のいずれかに該当する場合は、認定を受けることができません。

- ① 労働安全衛生法令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限ります。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ② 認定を受けようとする事業場について労働安全衛生規則87条の9の規定（取消しの項参照）により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ③ 法人で、その業務を行う役員のうち①または②のいずれかに該当する者があるもの

3 計画の届出の免除の認定基準は

(1) 次の基準のすべてを満たす事業者が認定を受けられます。

- ① 労働安全衛生規則87条の措置（労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ② 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること（注1）
- ③ 申請の日前1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害（注2）が発生していないこと

注1：労働災害の発生率については労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当します。

なお、建設業の場合は、店社の傘下のすべての現場の労災保険のメリット収支率（申請の日前1年間に通知されたもの）の平均が75%以下である場合が該当します（メリット制の適用がない場合等については最寄の労働基準監督署にお問い合わせください）。

注2：自社の労働者または関係請負人の労働者による労働災害（認定を受けようとする事業者が労働安全衛生法令上元方事業者等としての重大な責任があったものに限ります。）のうち次のものが該当します。第三者に主たる原因のあるものおよび地震による災害等予見不可能なものは含まれません。

- ・死亡労働災害
- ・一度に3人以上の労働者に4日以上の子業または身体障害を伴った労働災害
- ・爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告または避難指示を伴ったもの

- (2) 認定の単位は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行います（安衛則87の2）。ただし、建設業に限り「仕事の契約を行う事業場（店社）」ごとに行います（店社の傘下の現場に係る計画届が免除されます。）（安衛則88）。
- (3) 認定の申請は、認定を受けようとする事業場ごとに、計画届免除認定申請書（様式20号の2）に必要な書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出します（安衛則87の5）。

主な参考法令など

安衛法88

安衛則87～88

平18・2・24基発0224003、平18・3・10基安発0310001